

特別教育に係る関係法令、行政通達

◇ 労働安全衛生法

第五十九条

(1項、2項 略)

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

◇ 労働安全衛生規則

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

- 一 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

(2号以下 略)

第三十七条 事業者は、法第五十九条第三項の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

◇ 昭和47年9月18日付け基発第601号の1 抜粋

労働災害防止団体等が本条（注：労働安全衛生規則第36条）に掲げる業務について、第39条その他の省令で定める要件を満す講習を行なった場合で、同講習を受講したことが明らかな者については、第37条に該当する者として取り扱って差しつかえないものであること。